

第3回検討委員会

平成21年4月21日（火）午後3時
市役所大会議室

主な内容

- ◆条例に盛り込むべき項目等について（各市町の条例の例から）
- ◆策定スケジュールについて
- ◆市民参画の方法について

事務局から、議題の上記3項目についての内容説明があった後、条例の位置付け、条例骨子(案)策定に当たっての基本的な考え方などが議論されました。

（主な意見など）

- 条例の位置づけを明確にしておく必要がある。また、最高規範であることを明記することも必要である。
- まちづくり基本条例、もしくは自治基本条例のどちらに位置づけるのか。行政と市民が力を合わせて進めることにより、新しい関係ができるのが協働である。協働に関する別の条例をつくるという手もある。
- まちづくり条例として具体的なものをつくりたいが、まず自治基本条例という形で最高法規を入れておいた方が今後やりやすいのではないか。
- 既に戦略計画において政策的なことが出来上がっている。今回は上位に位置する基本条例をつくれればよい。
- 条例策定にあたり、なるべく多くの方の意見を聞くとよい。
- 市民協働という言葉は昔からあったものではない。市民協働とはどういうことかをわかりやすく説明することにより、市民からいろいろな意見を出してもらおうとよい。
- 「多文化共生」、「平和」及び「子供」の視点も入れてほしい。
- 自治の基本原則に飯田市のような地域自治の項目を入れてはどうか。
- 市民の権利と責務について、それぞれを羅列するのではなく、書き方を工夫する必要がある。
- 「住民投票」、「国や他の自治体との連携」、「条例の内容の検証について」の項目を入れることはよい。次回、もう少し具体化した案を示してほしい。
- 文章表現で「なりません」は義務的な表現であるため、「ですます」調が必要ではないか。市民がわからないと意味がないため、責務か役割かという表現にも工夫してほしい。
- 市民説明会を開催するにあたり、自治基本条例の必要性などを事前に市民に周知することが必要である。最初は自治基本条例をわかりやすい表現で広報などに掲載してはどうか。ホームページも含め、とにかく情報提供が重要である。スケジュールについては、市民との対話の機会を経た後、議会、シンポジウムと続けてはどうか。
- 策定段階で議会にも示すのであれば、ある程度完成度の高いものでなければならぬ。地域に対する広報は、具体的なものがある程度できなければ公表できない。